

弁理士制度の現状と今後の課題

令和6年1月29日

特許庁



1 弁理士業界を取り巻く現状

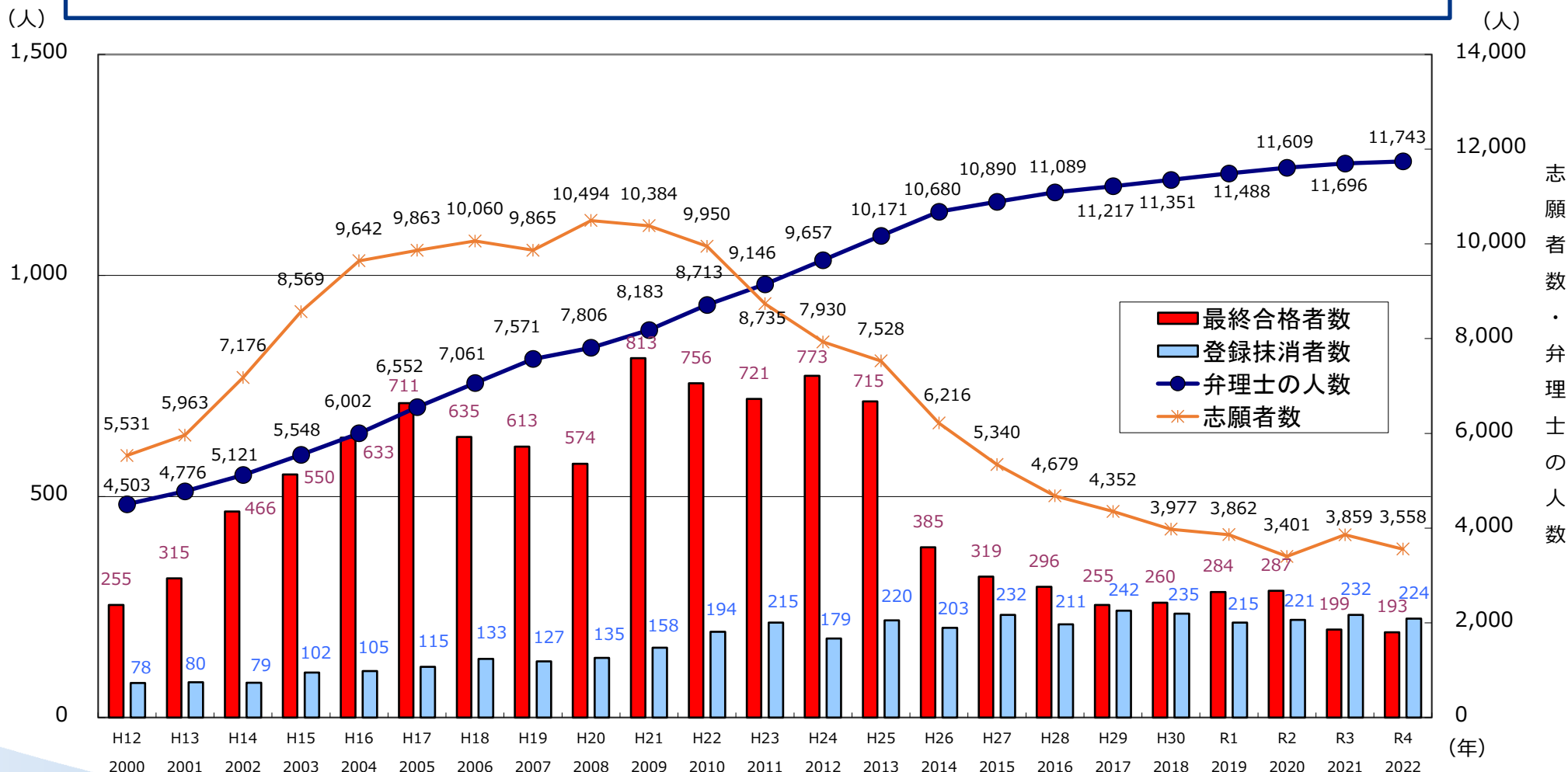
2 弁理士試験の現状

3 最近の特許庁の取組

弁理士業界を取り巻く現状

弁理士数・弁理士試験合格者数の長期的推移

- 平成20年度をピークに志願者数は減少。近年下げ止まり、横ばいで推移
- R3年度に初めて合格者数が登録抹消者数を下回るものの、既合格者等の影響で、弁理士の人数は近年横ばいで推移

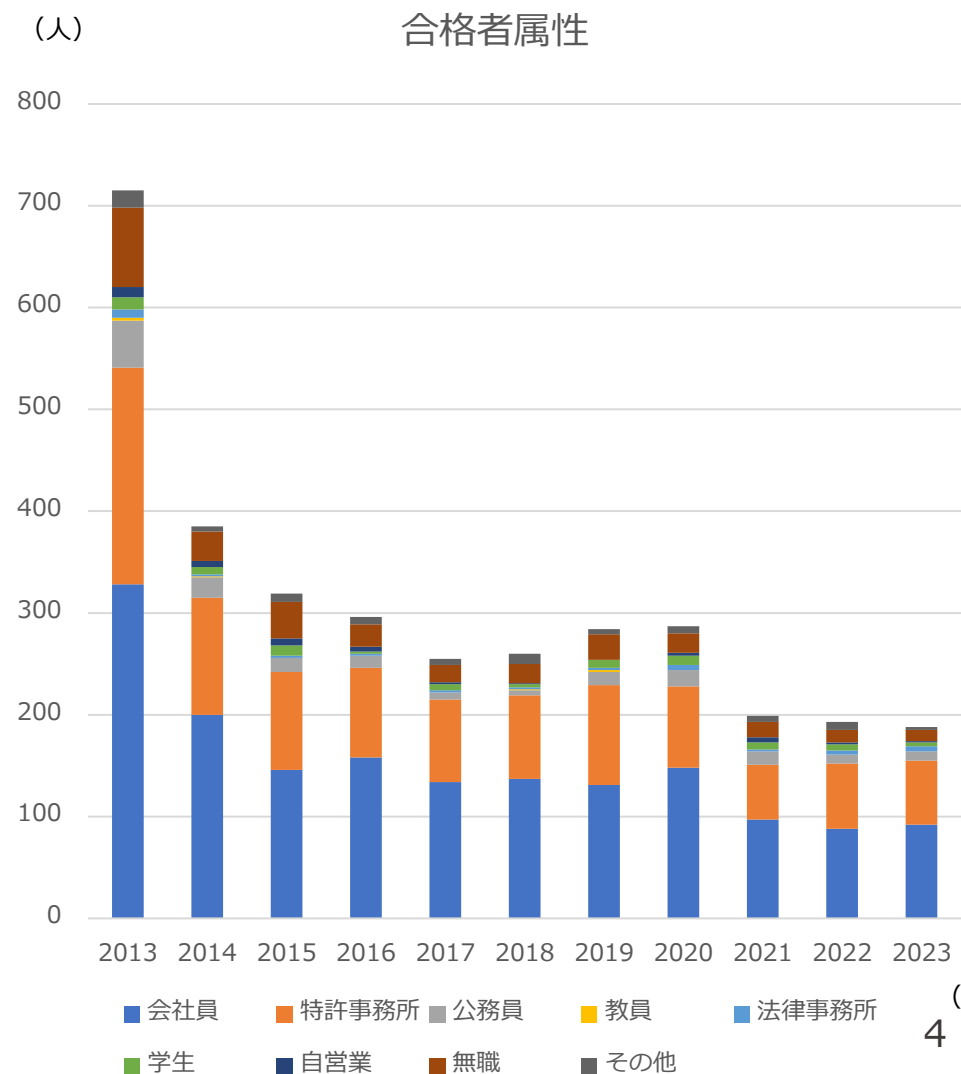
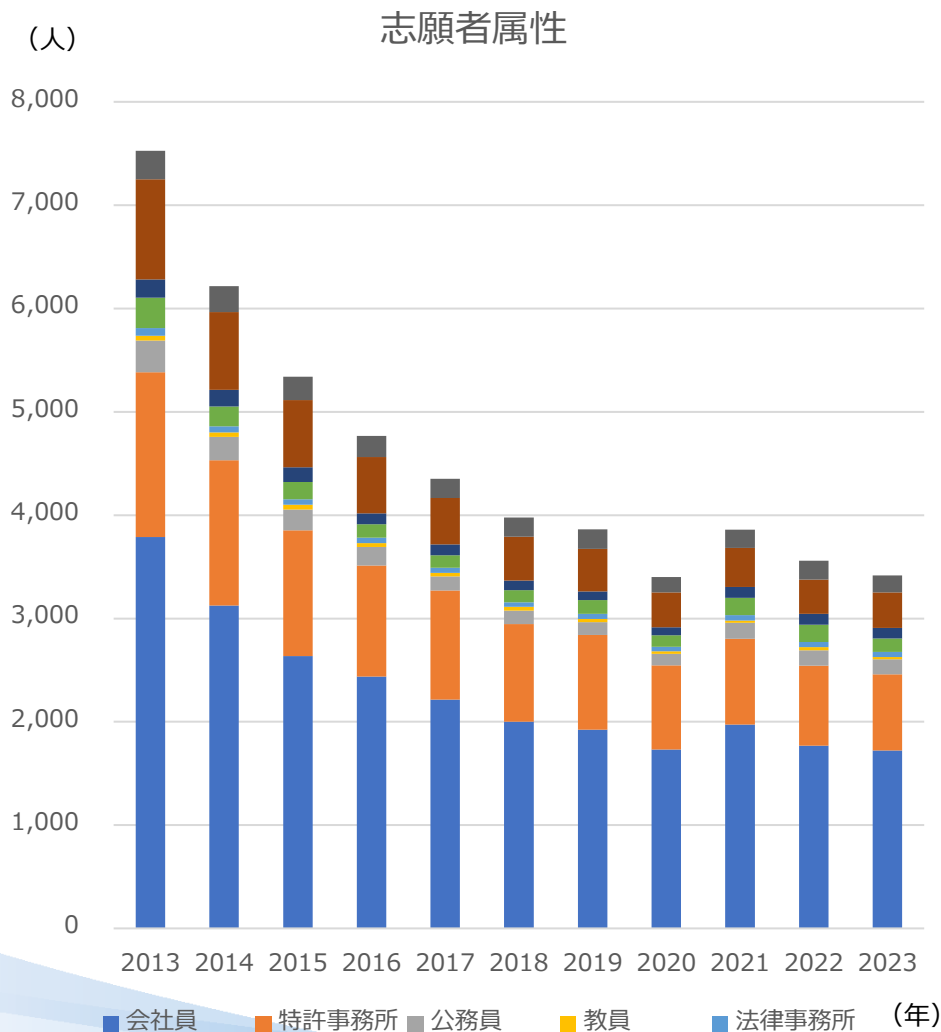


平成14年1月1日 平成12年改正による一部免除制度の施行

平成20年1月1日 平成19年改正による一部免除制度の施行

(参考) 弁理士試験志願者及び合格者属性構成

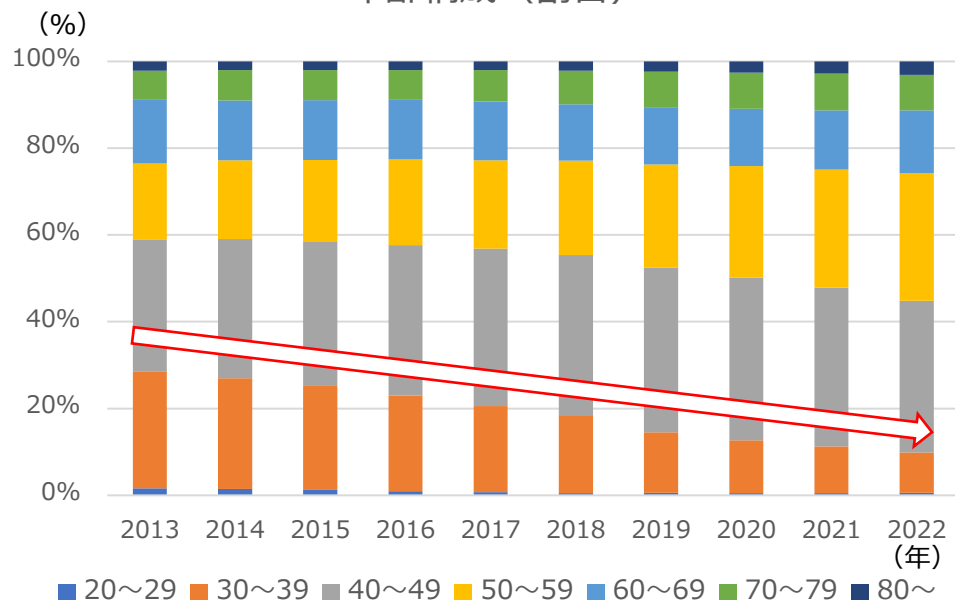
- 概ね、志願者、合格者の半数程度が会社員



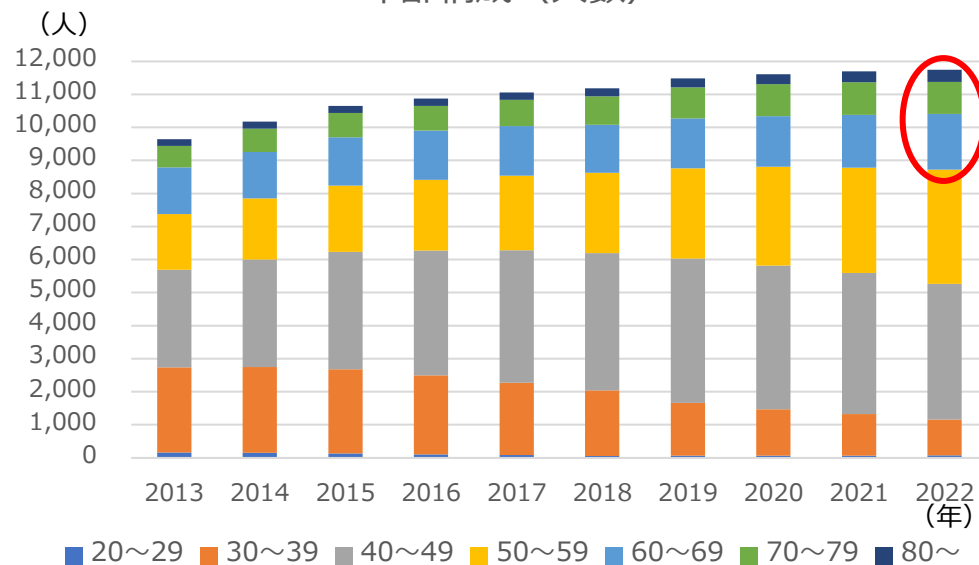
弁理士の年齢構成

- ・ 若年層が縮小し、中高年層が拡大
- ・ 2022年末時点で、60歳以上が約3,000人（全体の約 1 / 4）

年齢構成（割合）

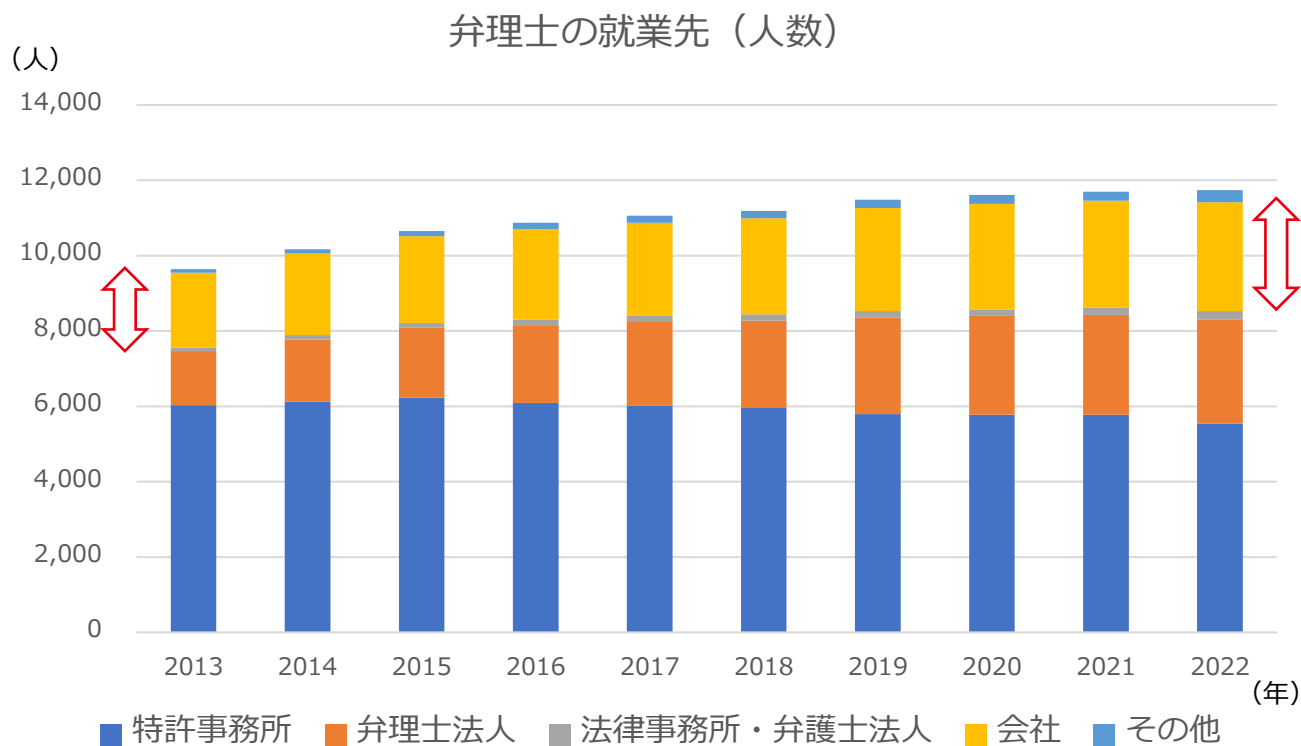


年齢構成（人数）



弁理士の就業先

- 会社勤務が増加傾向であるところ、2022年末時点の会社勤務は約3,000人（全体の約1／4）にのぼる。



ヒアリング結果（人材確保関係）

- ・ 特許事務所等は若い層の人材確保に課題を抱えている。その背景には、企業に所属する弁理士の増加と受験者の減少があり、特許事務所等の待遇に関するイメージが影響しているとの声がある。

特許事務所へのヒアリング結果

- ・ 募集しても若い人は来てくれない。企業に行きたがる人が多い。定年があがっていることもあり今はなんとかなっているが、将来的には問題になるだろう。事務所が欲しい人材として、技術的なバックグラウンド、語学、年齢と条件を付けていくと、どこも欲しい人材は重なる。人数の問題ではなく、20代のうちは事務所勤務を検討してもらえない機会がない。【特許事務所等】
- ・ 弁理士数が増えているものの、多くは企業弁理士となる。受験者が減っていることが残念であり、出願件数の減少、市場規模のシュリンク、企業のコスト削減のしわ寄せなどで、魅力がなくなっているように感じる。【特許事務所等】
- ・ 若い人が事務所に来てくれない。みんな企業知財部に行ってしまう。資格学校などで、事務所は給料が安いし辛いという情報が出回っているらしい。【特許事務所等】
- ・ 今は企業が残業時間について厳しいので、事務所よりそっちの方がよいとなる。事務所の収入が多ければ別だろうが、企業の値下げ圧力も厳しく、それは難しい。【特許事務所等】
- ・ 弁理士の給料が減っていると感じており、人数を増やしすぎたことも要因の一つと考える。優秀な人材が企業の開発部門に流れ、特許業界の質が低下していると思う。【特許事務所等】
- ・ もっと弁理士を増やしたい。就職先、転職先として事務所を希望する弁理士はここ数年全然いない。社内弁理士が増えすぎて、事務所勤めの弁理士が増えない。弁理士の魅力の特許庁と弁理士会でPRなどしてほしい。【特許事務所等】

特許事務所等所属者数シミュレーション①の前提

<前提>

- 政策的対応等の必要性を検討するため、現状維持（仮に対応しなかった場合）における人手の予測を行う。
- 特許事務所、弁理士法人、法律事務所、弁護士法人に勤務している人数を特許事務所等所属者数とする。
- **特許事務所等所属者数から、継続研修の免除者数**（80歳以上で弁理士業務をしない者）、高齢者への身体的負担への配慮とされる**軽減制度の利用者数を減じた数**（75歳以上で弁理士登録25年以上が要件）を予測

※特許事務所等所属者以外で75歳以上の者はごく少数（2023年時点で10名程度）なので考慮しない。

- 上記人数を**足下の変化率に基づき、10年後まで予測**

※発射台は2023年とする。

<特許事務所等所属者数（合計）の計算方法>

- 上位シナリオ：直近5年の平均変化率に基づき、年+0.1%に設定
 - 中位シナリオ：直近3年の平均変化率に基づき、年－0.3%に設定
 - 下位シナリオ：人数が減少に転じた2022年以降（直近2年）の平均変化率に基づき、年－0.7%に設定
- （参考）2019年 8,527人、2020年 8,571人、2021年 8,625人、2022年 8,528人、2023年 8,496人

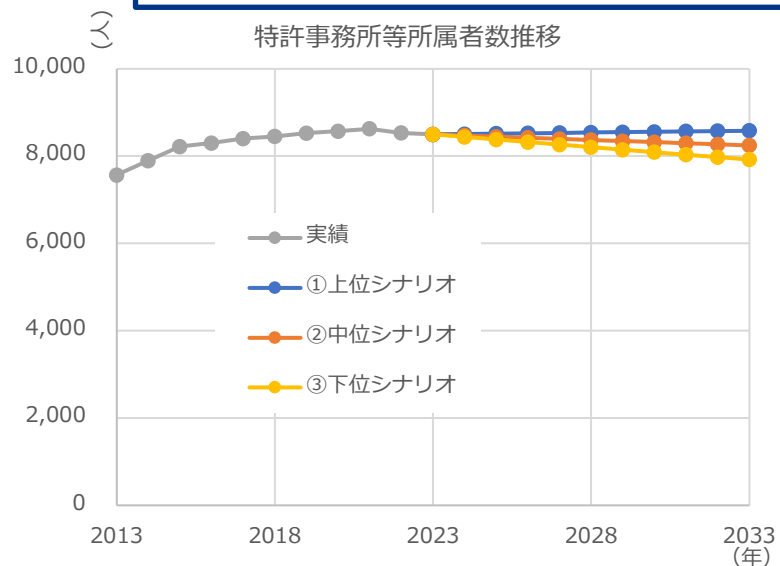
<継続研修の軽減・免除者数（合計）の計算方法>

- 上位シナリオ：直近5年の平均変化率に基づき、年+8%に設定
 - 下位シナリオ：大きく増加した2021年以降（直近3年）の平均変化率に基づき、年+10%に設定
- （参考）2019年 348人、2020年 373人、2021年 421人、2022年 469人、2023年 501人

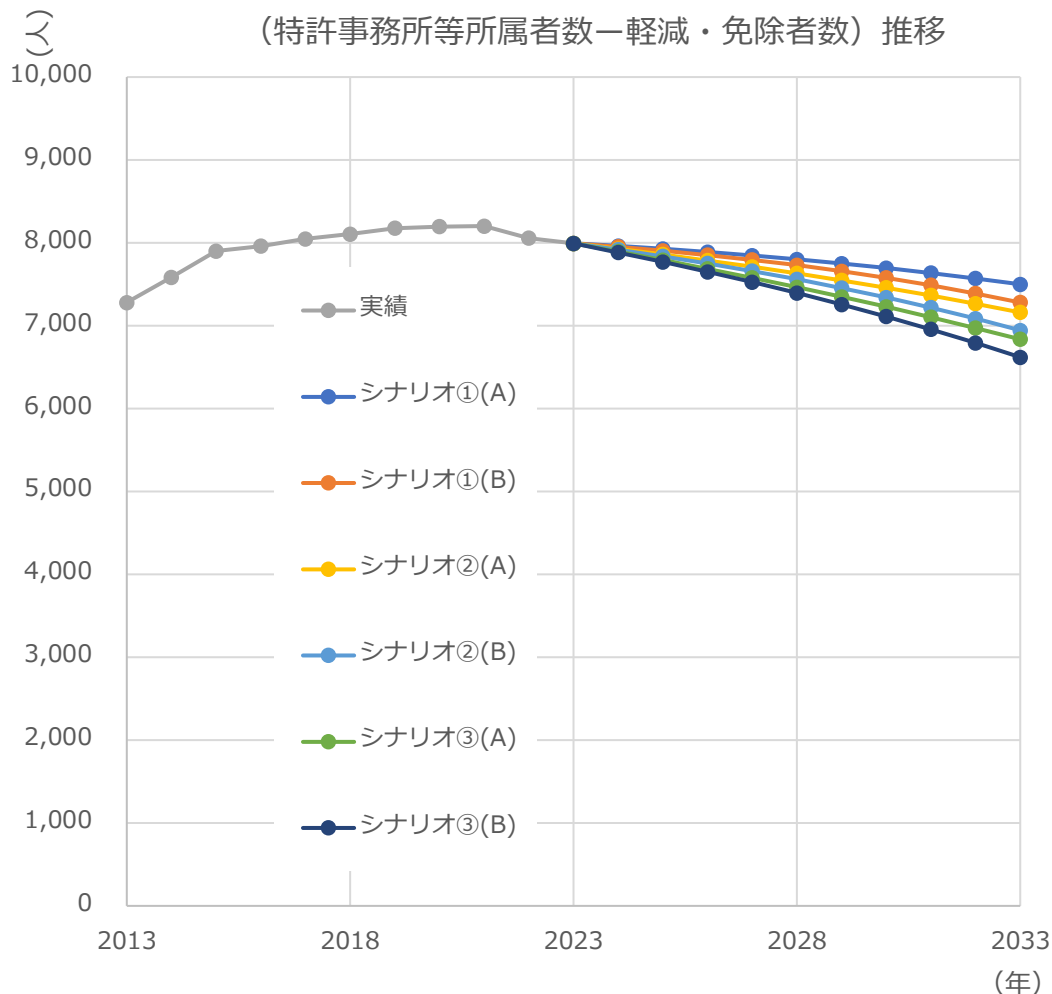
特許事務所等所属者数シミュレーション①

- 特許事務所等所属者数から継続研修の軽減・免除者数を減じた数を、6シナリオで予測したところ、**10年後に最大約1,400人減少**

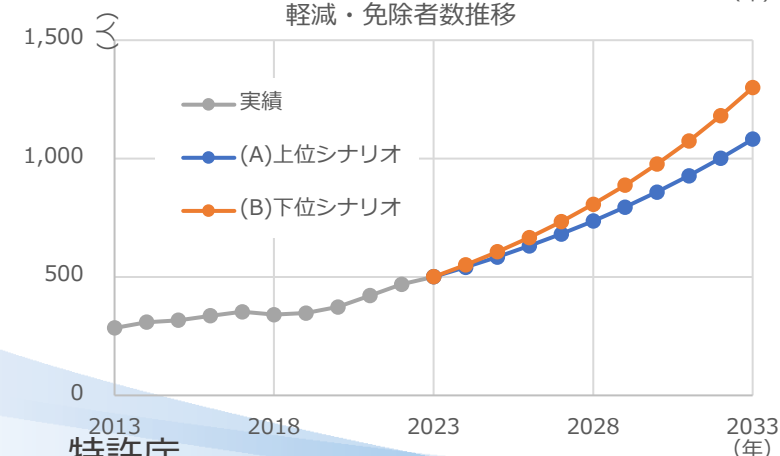
特許事務所等所属者数推移



(特許事務所等所属者数ー軽減・免除者数) 推移



軽減・免除者数推移



特許事務所等所属者数シミュレーション②の前提

<前提>

- 政策的対応等の必要性を検討するため、現状維持（仮に対応しなかった場合）における人手の予測を行う。
- 特許事務所、弁理士法人、法律事務所、弁護士法人に勤務している人数を特許事務所等所属者数とする。
- 特許事務所等所属者数のうち75歳未満の人数**を予測
- 上記人数を、**弁理士の年齢分布と、実務修習受講者への所属に関するアンケートの結果に基づき、30年後まで予測**

※発射台は2023年とする。

<年齢分布以外に起因する人数変動について>

- 上位シナリオ：収束傾向である直近3年（2021-2023年度）における実務修習の平均受講人数234人に、以下の式で算出した特許事務所等所属予定割合の直近5年（2018-2022年度）平均である51%を乗じた119人を1年ごとの増加人数とする。

特許事務所等所属予定割合 = { (1) + (2) } / アンケート回答者数

(参考) 実務修習受講者数

2018年度 300人、2019年度 328人、2020年度 324人、2021年度 225人、2022年度 226人、2023年度 251人

(1) アンケートにおいて所属が「特許事務所又は法律事務所」であって、転職活動について「行っていない（特に就職・転職活動等を行う意志はない）」又は転職活動をした職種・転職したい職種を「特許事務所又は法律事務所」と回答した人数

(2) アンケートにおいて所属が「特許事務所又は法律事務所」以外であって、転職活動をした職種・転職したい職種を「特許事務所又は法律事務所」と回答した人数

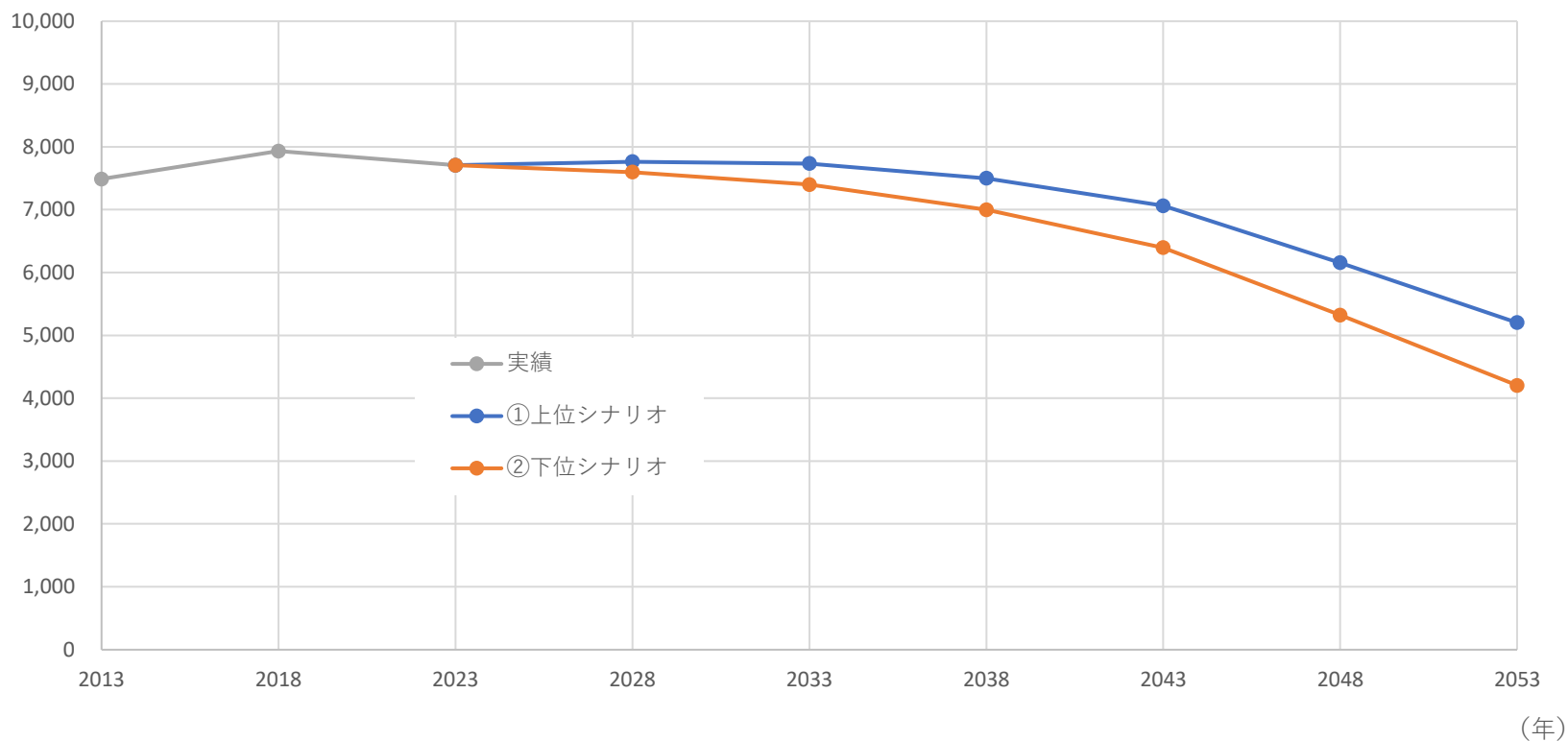
- 下位シナリオ：実務修習のアンケートにおいて、(1) (2) と回答した人数の直近5年（2018-2022年度）平均である86人を1年ごとの増加人数とする。

特許事務所等所属者数シミュレーション②

- 特許事務所等所属者数のうち75歳未満の人数を2シナリオで予測したところ、**30年後に最大約3,500人減少**

3

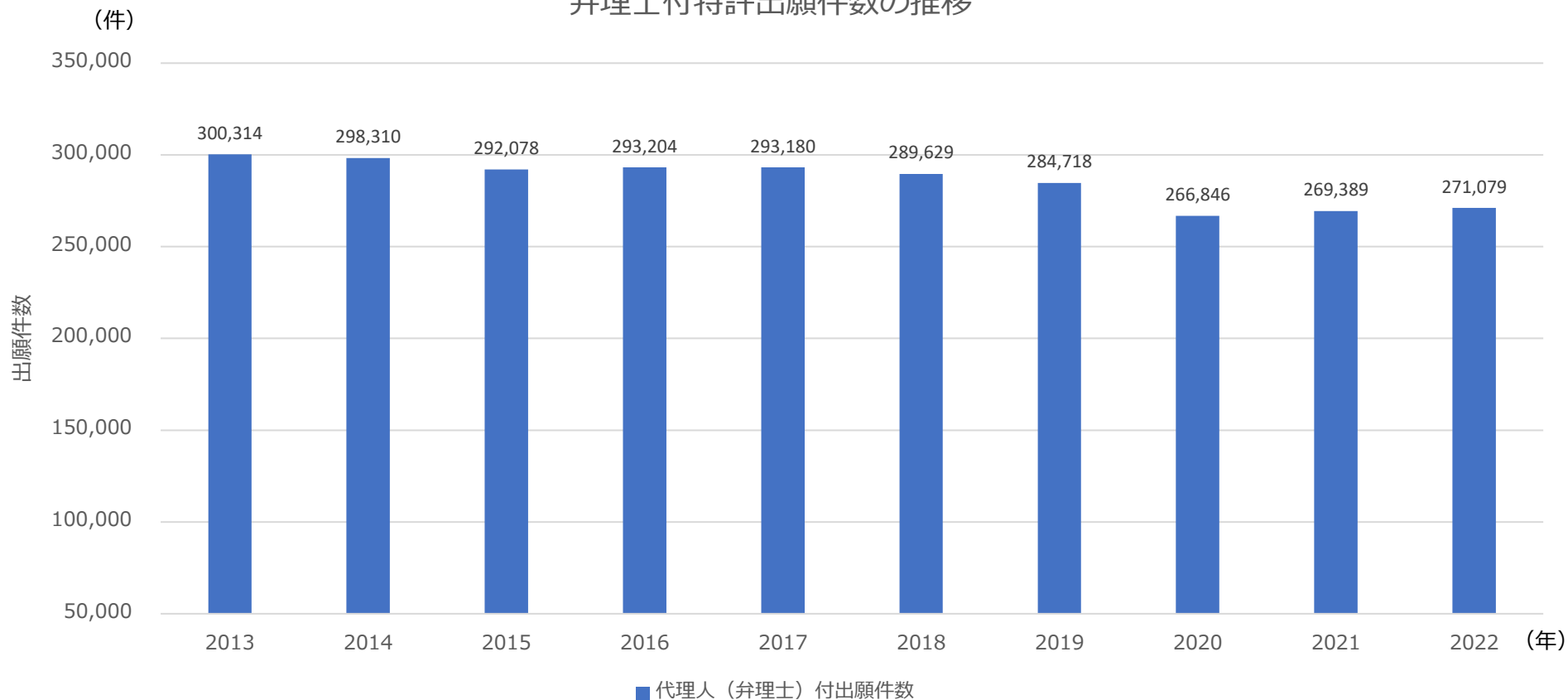
75歳未満の特許事務所等所属者数推移



弁理士付特許出願件数の推移

- 弁理士付特許出願件数は減少傾向にあったが、近年横ばいで推移

弁理士付特許出願件数の推移

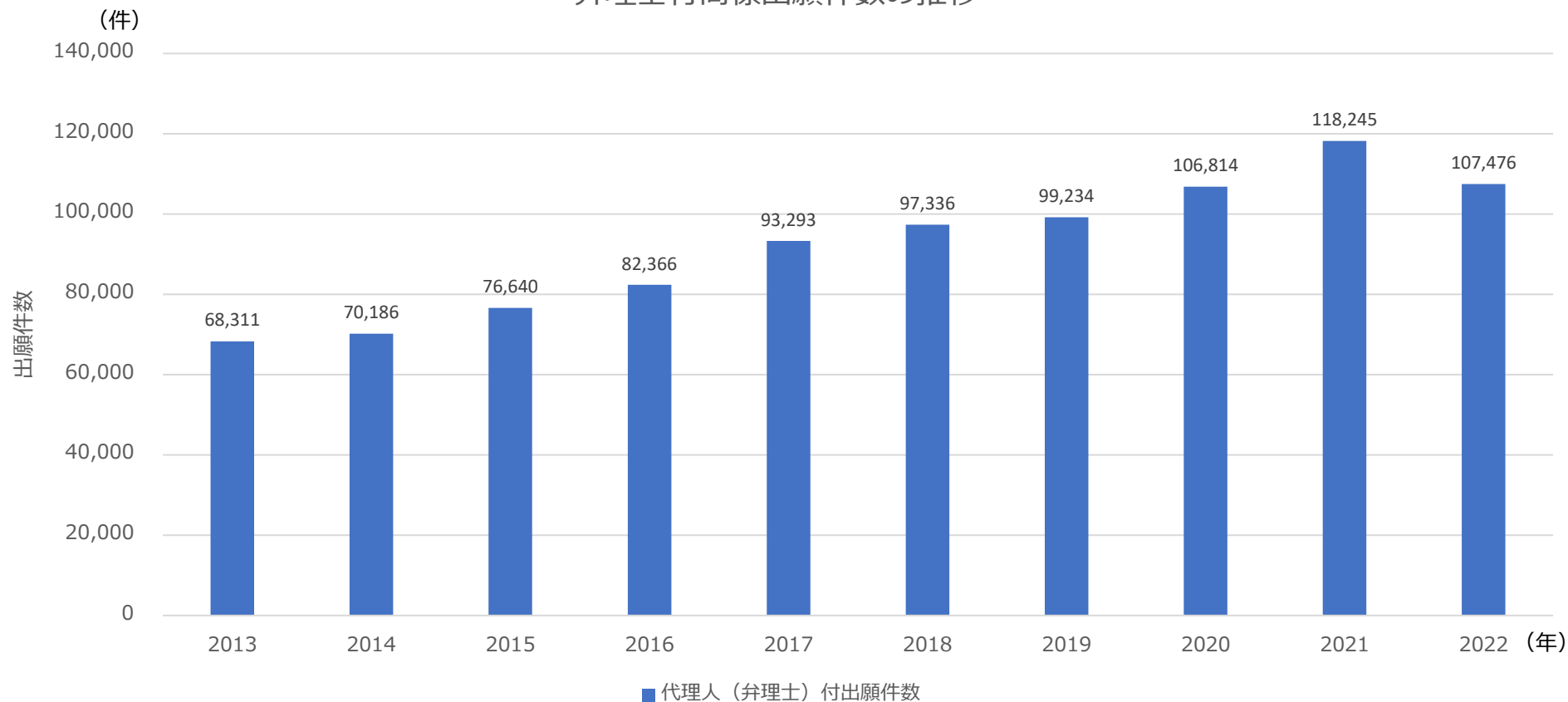


※特許行政年次報告書2023年版より作成

弁理士付商標出願件数の推移

- 弁理士付商標出願件数は増加傾向にあったが、2022年は前年より減少

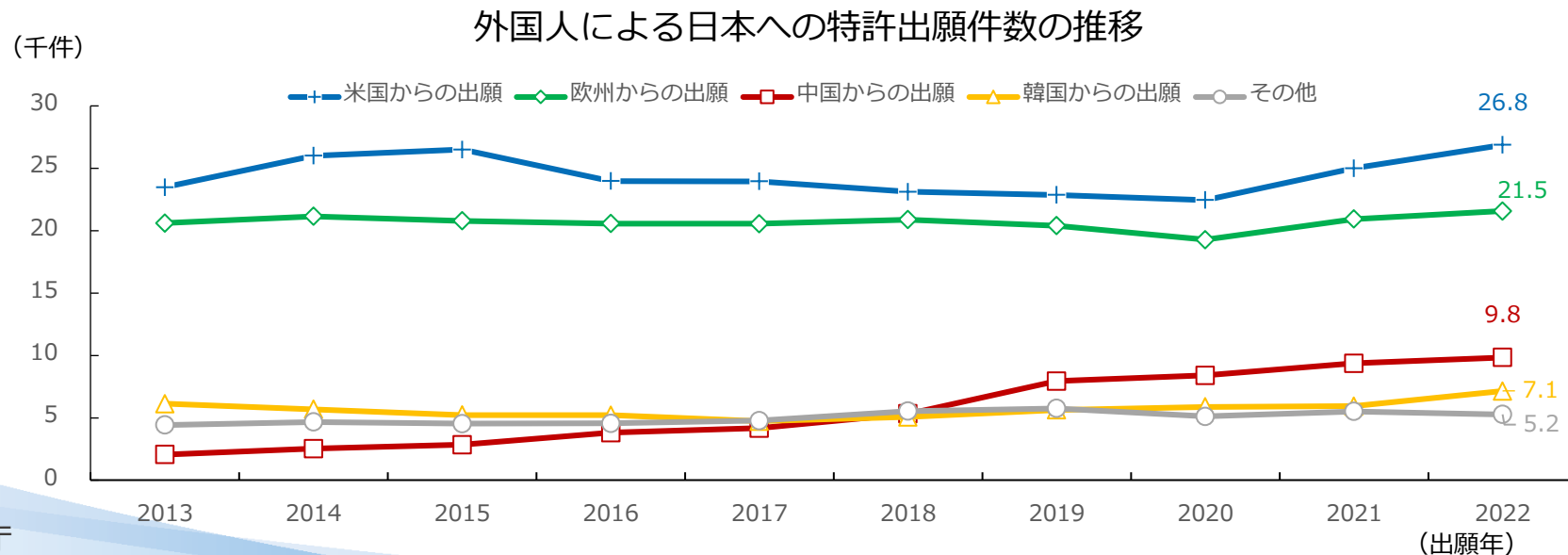
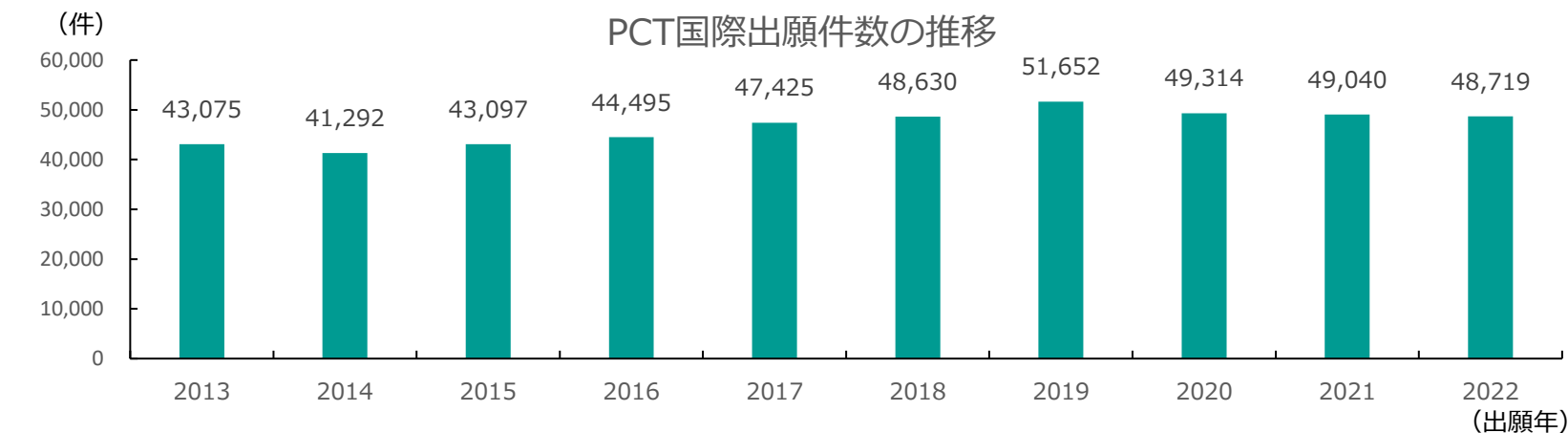
弁理士付商標出願件数の推移



※特許行政年次報告書2023年版より作成

PCT出願件数・外国出願件数の推移

- 日本国特許庁を受理官庁としたPCT出願は横ばい、外国人による日本への特許出願は増加傾向



知的財産の専門家としての期待

- ・ 弁理士は、スタートアップ等への知財戦略支援人材や、標準化人材として期待を寄せられている。

(参考) 知的財産推進計画2023※¹抜粋

<知財戦略支援人材>

・・・また、スタートアップ等がビジネス展開を見据えて知的財産権を取得する際に、出願手続や紛争解決業務等を行う弁理士・弁護士の役割が重要であることに加え、出願人等からは、出願の手続以外にも助言がほしい、出願以外の選択肢を教えてほしい等、事業やビジネスに応じた権利取得を支援してほしい等との声もある。このため、スタートアップ側の様々なニーズに対応できる人材をマッチングすることが重要である。具体的には事業の「実装」フェーズでは、出願・権利化・ライセンス交渉等を行うために弁理士や弁護士、企業の知財部経験者が適しているものの、その初期段階の「設計」フェーズでは、スタートアップのビジネスモデルに沿った知財戦略を構築できる者（弁理士や弁護士、企業の知財部経験者に加え、大企業の経営企画や新規事業立上げ等の経験を有する者やコンサル）が必要との意見もある。・・・

(参考) 日本産業標準調査会基本政策部会とりまとめ※²抜粋

① 標準化人材の育成

・・・また、経済産業省が実施する標準化研修の対象は、これまでは主として企業であったが、人材ニーズの多様化を踏まえると、今後は標準化人材について様々なバックグラウンドを持つ者（アカデミア、弁理士等）の参画を促していく必要がある。・・・なお、弁理士については、平成30年の弁理士法（平成12年法律第49号）の改正において、標準に関する業務が位置付けられている。弁理士は、技術や知的財産の知識・実務に通じており、標準化人材としての高いポテンシャルを有している。中でも、企業が研究開発成果を活かした事業展開を図る際の、オープン＆クローズ戦略の立案やそのサポートを担い得る人材としての活躍が期待される。

※¹ 知的財産戦略本部 令和5年6月
「知的財産推進計画2023～多様なプレイヤーが世の中の知的財産の利用価値を最大限に引き出す社会に向けて～」
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku_kouteihyo2023.pdf
※² 日本産業標準調査会 基本政策部会 令和5年6月
「日本産業標準調査会 基本政策部会 取りまとめ ー日本型標準加速化モデルー」
<https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun-kijun/jisho/pdf/20230620tori.pdf>

ヒアリング結果（スタートアップ支援）

- ビジネス全体を理解した知財経営支援に期待が寄せられている。
- 事業戦略に合わせた出願内容を提案する能力が求められている。

関係者ヒアリングの結果

- 権利化において、発明者から必要なことを上手に聞き出す能力が求められる。単に特許査定されることを目標とするのではなく、維持するに値する特許にできるのかがどうか 중요하다。明細書に何を盛り込んでいくか、という点において弁理士のノウハウが生きてくる。強い特許にするために、どこがポイントで、何を権利化したいのか、発明者にうまく質問を投げかけて情報を引き出してほしい。大手を顧客としている弁理士の場合、受け身で仕事ができってしまう環境にいることもあるが、スタートアップに対しては、「どこを特許にできそうか」「どこを特許にするとよいか」を積極的にアドバイスしてもらえそうな人だとよい。【企業】
- 現状、弁理士が特許庁への手続きに特化したスキルしか身に付けていないことが多いのが課題。その場合、クライアントから、どういう権利が必要かを示す必要がある。これまでは大企業の知財部が戦略を考え、弁理士は手続きしかしてこなかった。スタートアップの事業をヒアリングして、事業戦略に適したカスタマイズをいかにできるか。どういう事業領域が収益源となるか、どこに知財の資金を投入する価値があるか、といった提案力が必要不可欠。ライセンスの実情やビジネスの実情を弁理士が知っておくべき。意味のある重要な知財をいかに作るかがポイント。【特許事務所等】
- 出願そのものだけでなく、ビジネス面からもアドバイスをしてもらいたい。弁理士は特許・技術には詳しいが、ビジネスの話は苦手な人も多い。ビジネスの次の広がりを見据えたヒント等をもたらえるだけでもよい。【企業】
- 外部の弁理士には、明細書作成だけでなく付加価値の提供を期待している。知財に関してどのような問題点やチャンスがあるのか、法的に対処すべきことがあるのか、アドバイスをもらいたい。【企業】
- 経営や財務と絡めて知的財産のことを考えなければならない。ビジネス目線で見ただけの場合、知財活動として取り組まなければならないものとしてどのようなものがあり、さらにその優先度を含めて考えることが重要である。【企業】

知財業務をサポートするAIツール

- 特許出願書類の作成等、弁理士業務や知財業務をサポートするAIツールが各社から提供されている。

＜弁理士業務関係のAIツール例＞

- 発明に関する語句や短文を入力すると、明細書の項目に応じた文書を自動生成
- 生成AIからの質問に回答することで、出願書類のドラフトを自動作成
- 発明の内容を入力して、検索式無しで国内外の既存特許を横断調査
- 出願したい商標について、商標の区分の提案、類似商標の検索
- 特許文書で使用する専門用語等をAIアシスタントが説明
- 特許文書から、入力したキーワードに関連する箇所に基づき要約を作成

ヒアリング結果（AIツール関係）

- ・ 現状、明細書作成補助や調査等について、コストダウン、作業効率化のために、ある程度の利用が認められる。
- ・ 将来、より性能が向上することが見込まれるものの、出願内容の提案や請求項を適切に作成することはAIにはできないので、それが弁理士に期待される能力とされている。また、これから弁理士になる者がAIに頼りすぎることで、そのような能力が育たないのではないかという意見がある。

関係者ヒアリングの結果

- ・ AIによる調査、翻訳はコストダウンにつながり、他の部分に人手・コストをかけられるので、そういうサービスがどんどん増えればいい。精度が低いものの、人間よりスピードがあるので、うまい使い方があはず。【特許事務所等】
- ・ 発明提案書があればAIが明細書を書ける時代になると思う。しかし、クライアントにヒアリングして、発明をまとめ上げる作業はAIには難しい。知財部の仕事でもあるが、弁理士はそこで生き残るべき。どうやって商品売るか知らないのに請求項は書けない。【特許事務所等】
- ・ 明細書作成支援システムは支援の域にとどまるだろう。文献を読んで内容をまとめて明細書を書くのは依然として人間の業務。請求項作成・図面作成といった新しいものを作成する作業はAIにはできない。また、技術のどこを権利化するかという判断も弁理士の業務。【特許事務所等】
- ・ 検索ツールは確かに便利だが、それだけで調査が完結するわけではない。全体における一つのプロセスの労力を下げるために使うという点では意味があるかもしれない。ただ、新規なポイントがどこにあるかを発明者から引き出すのは弁理士の能力。【特許事務所等】
- ・ AIに請求項を書かせて、必要な権利がとれるのか疑問。既にノウハウがある弁理士であれば問題ないが、これから弁理士になる人がAIに頼りすぎると、適切な書きぶりを考える能力が育たないのではないか。【特許事務所等】
- ・ 調査に関して、クライアントが導入しているので、同じレベルまでは活用しないとクライアントを助けられない。どこかの事務所が安価で、AI翻訳して作った書類でそのまま出願したという話を聞いた。うちの事務所にもそれくらいの値段でやってくれと言われて困ったことがある。【特許事務所等】

弁理士業界を取り巻く環境の変化への対応

- 弁理士志願者数の減少、弁理士の中高齢化が進む中で、企業所属弁理士は増加傾向。一方で、特許事務所等に所属する弁理士は今後減少すると予測。
- 近年、急速なAI技術の発展により、知財業界のみならず、これまで人がやっていた事務業務の自動化が進んでいる。今後は、さらなる加速が予想される。
- 弁理士には、出願手順のみならず、ビジネス戦略や標準化戦略に絡めた知財の取得や活用を助言するコンサルタント業務、スタートアップの資金調達やIPO、M&Aなどにおける知財の活用や価値評価に係る知財専門家としての役割が期待されている。
- さらに、国が行う、新たな中小支援・スタートアップ支援政策や安全保障政策、イノベーション政策等においても、国とユーザー間の架け橋となる存在である。



- 限られたリソースの中で、弁理士にしかできない業務に集中するためには、AI技術の導入と活用が不可欠ではないか。
- 一方で、AI技術の導入にあたっては、様々な課題もあるところ、弁理士業務において、AIを最大限活用しながら業務を行う指針やベストモデルなどを検討することが必要ではないか。
- 弁理士は、AIには代替できない魅力的な業務であるところ、この魅力をいかに発信し、弁理士になりたい人を増やしていくことが必要ではないか。
- 加えて、新たな技術や期待に対応できる人材の育成が急務ではないか。

(参考) 生成AIの利用ガイドライン

- 多くの組織において、生成AIを利活用するためのガイドラインが作成されている。
- 一般社団法人日本ディープラーニング協会は、生成AIの活用を考える組織がスムーズに導入を行えるように、利用ガイドラインのひな型を策定、公開。このひな型を参考に、活用目的等に照らしてガイドラインを作成可能

<生成AI関係のガイドライン例>

【デジタル庁】

- ChatGPTを業務に組み込むためのハンズオン

【東京都デジタルサービス局】

- 文章生成AI利活用ガイドライン

【武蔵野大学】

- 武蔵野大学教職員向け生成AIの利用ガイドライン

<ガイドライン作成に関する手引等の例>

【一般社団法人ディープラーニング協会】

- 生成AIの利用ガイドライン

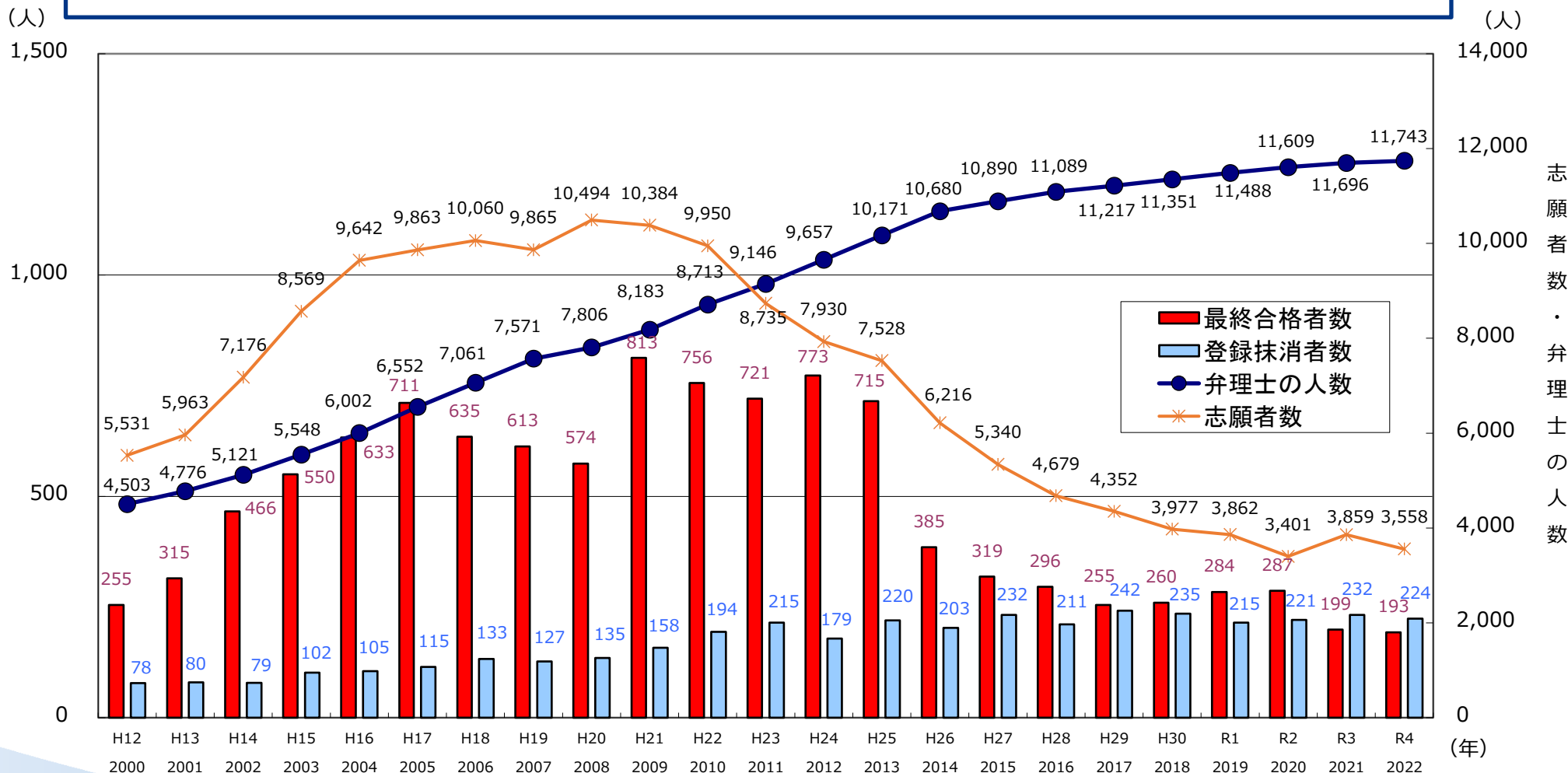
【経済産業省】

- AI原則実践のためのガバナンス・ガイドライン Ver. 1.1

弁理士試験の現状

(再掲) 弁理士数・弁理士試験合格者数の長期的推移

- 平成20年度をピークに志願者数は減少。近年下げ止まり、横ばいで推移
- R3年度に初めて合格者数が登録抹消者数を下回るものの、既合格者等の影響で、弁理士の人数は近年横ばいで推移



平成14年1月1日 平成12年改正による一部免除制度の施行

平成20年1月1日 平成19年改正による一部免除制度の施行

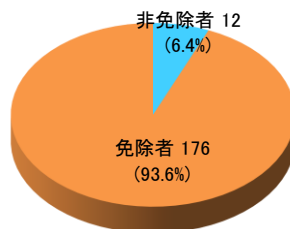
今年度の弁理士試験の結果（概要）

令和5年度弁理士試験結果概要

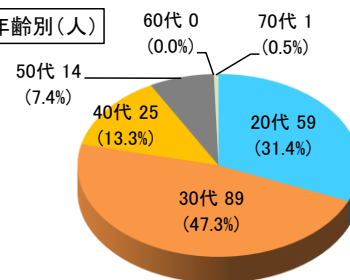
- ・志願者数 3,417 人（前年度 3,558 人）
- ・受験者数 3,065 人（前年度 3,177 人）
- ・受験率（受験者数/志願者数） 89.7 %（前年度 89.3 %）
- ・合格者数 188 人（前年度 193 人）
- ・合格率（合格者数/受験者数） 6.1 %（前年度 6.1 %）
- ・合格者平均受験回数 2.8 回（前年度 3.4 回）

合格者内訳

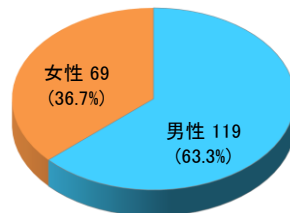
①非免除者・免除者別（人）



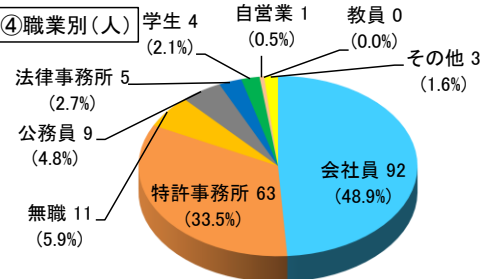
②年齢別（人）



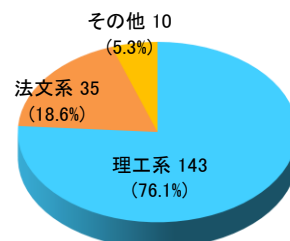
③男女別（人）



④職業別（人）



⑤出身系統別（人）



平成26年度工業所有権審議会試験制度部会等における措置等

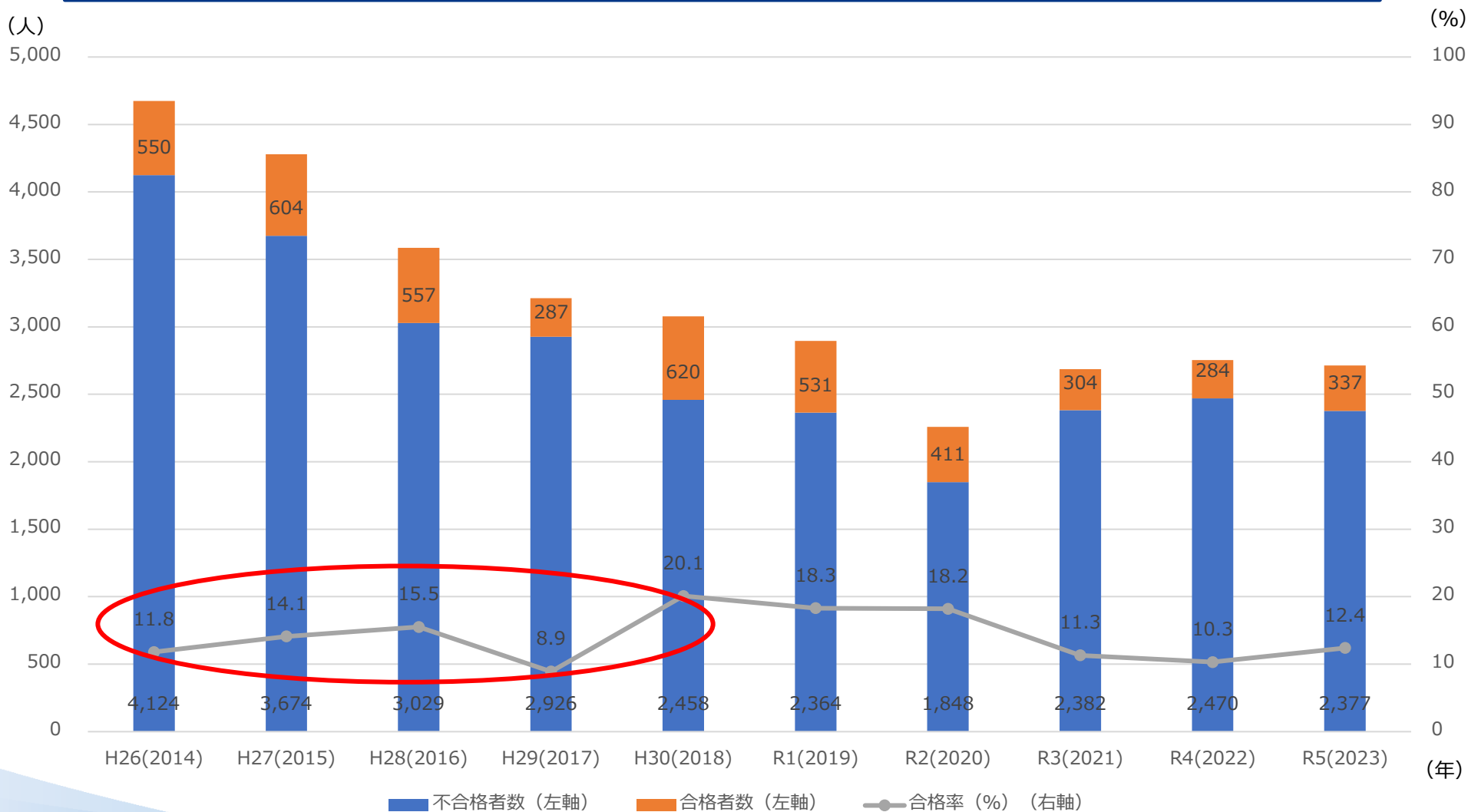
前回弁理士試験の内容を変更した平成26年度において、実施した措置と、残された検討事項は以下のとおり

- 短答式筆記試験（平成28年度試験より）
各科目（特許法＋実用新案法／意匠法／商標法／条約／著作権法＋不競法）の満点の40%を原則とする
科目別合格基準を導入した。
- 論文式筆記試験（必須科目）（平成27年度試験より）※出題範囲に特段の変更はない。
「工業所有権に関する法令」の中で条約に関する出題が行われることについて、受験案内において以下のとおり改めて周知した。
「※出題範囲には、工業所有権に関する条約に関する規定が含まれており、工業所有権法令の範囲内で条約の解釈・判断を考査します。」
- 論文式筆記試験（選択科目）（平成28年度試験より）
平成26年2月の弁理士制度小委員会報告書において示された以下の方向性に基づき、**論文式筆記試験（選択科目）の選択問題を各科目の基礎的な分野に集約した。**
「選択問題間の難易度を揃え試験の公平性を担保するため、選択問題の集約を図ることが適切と考えられる。具体的な集約方法については、受験者に与える影響が大きくなることなどに配慮しつつ、試験実施主体である工業所有権審議会において検討することが必要である。」
また、**選択問題集約による影響を注視する必要があるとされた。**
- 口述試験 ※口述試験そのものの変更は特段ない。
平成26年2月の弁理士制度小委員会報告書において、以下のとおり対応の方向性が示された。
「免除制度など現行の試験制度全体を整理して、現在口述試験で担保している資質を別の試験で確実に担保できるようにするまでは口述試験は存置するべきではないかという意見があった。
また、平成25年度試験から、口述試験をより適正に実施するため、短答式筆記試験の合格基準の引き上げや論文式筆記試験必須科目の合格基準の見直し等が行われ、口述試験不合格者が大きく減少した（平成24年度415名→平成25年度151名）ことから、不公平感^{（注1）}は解消されつつあるという意見もあった。
こうした意見を踏まえ、**現時点では口述試験を存置し、上述の運用改正の効果を見極めることが適切であると考えられる。**」

（注1）口述試験は、全受験者を同一の時刻、試験官、問題で考査することが不可能であるという点で、公平性に関する大きな問題があるとの指摘があった。

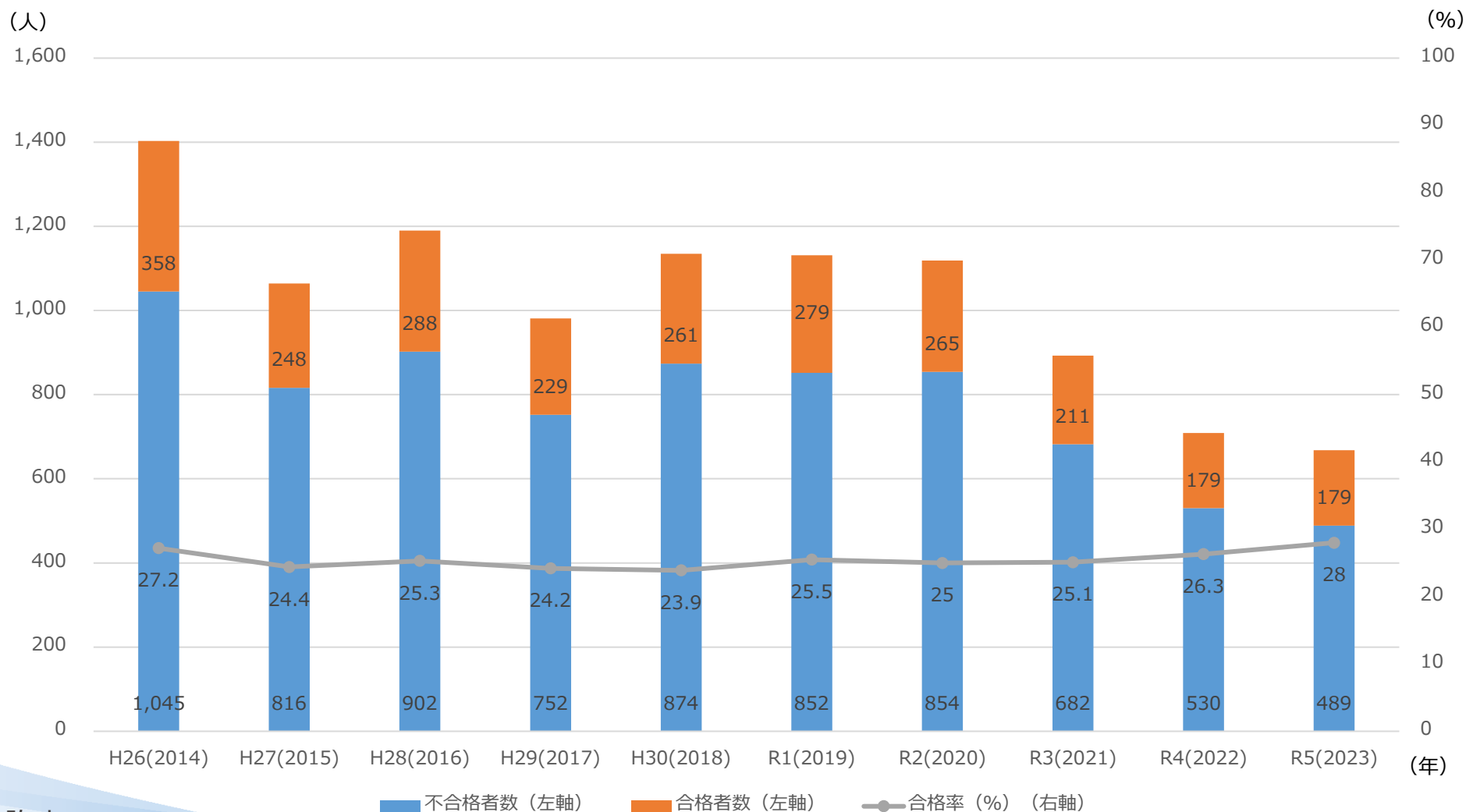
合格率等推移（短答式筆記試験）

- 平成28年度における科目別合格基準の導入による短答式筆記試験の合格率に大きな変化は見られない。



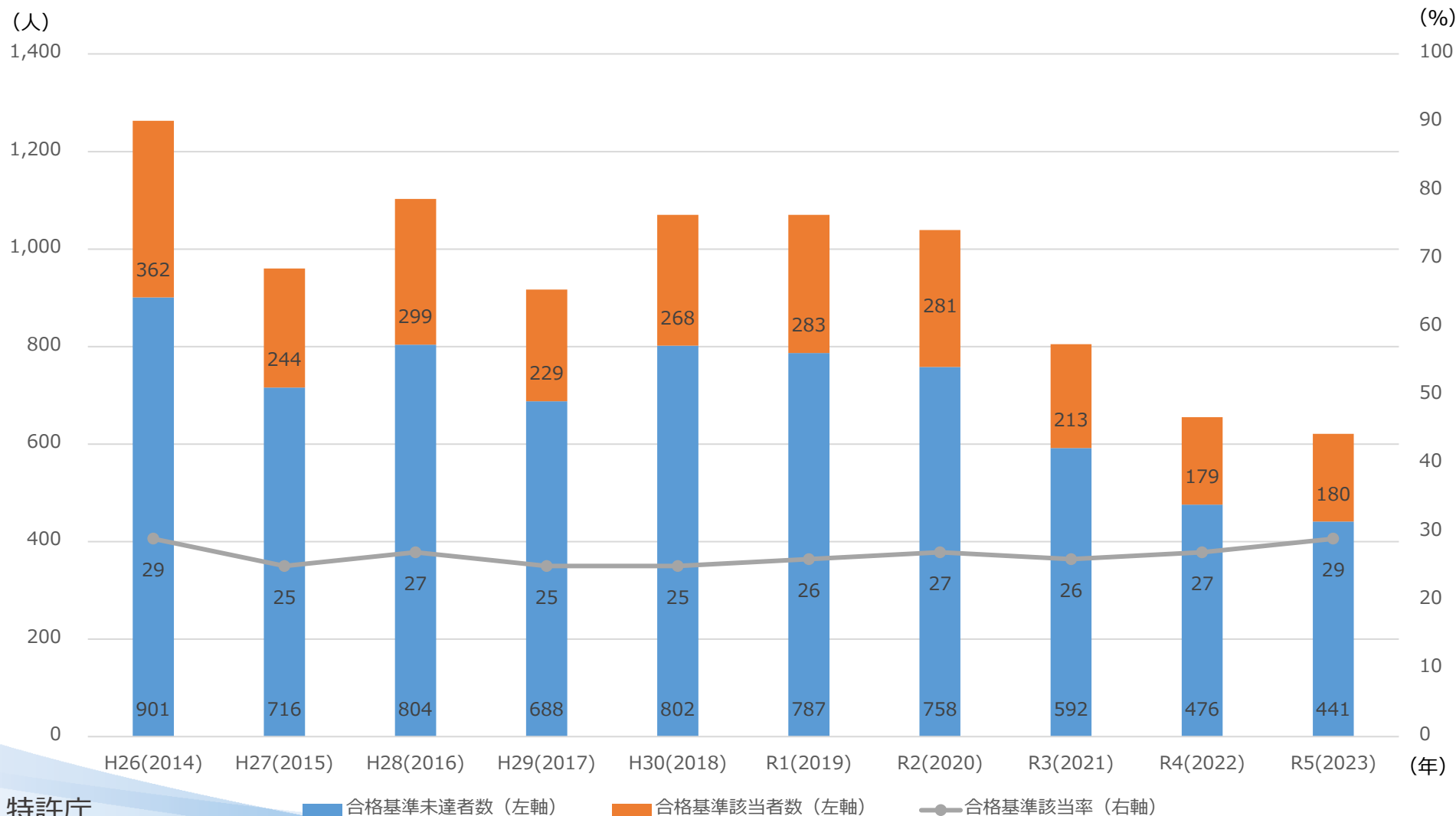
合格率等推移（論文式筆記試験）

- 論文式筆記試験の合格率（必須科目と選択科目ともに合格）に大きな変化は見られない。



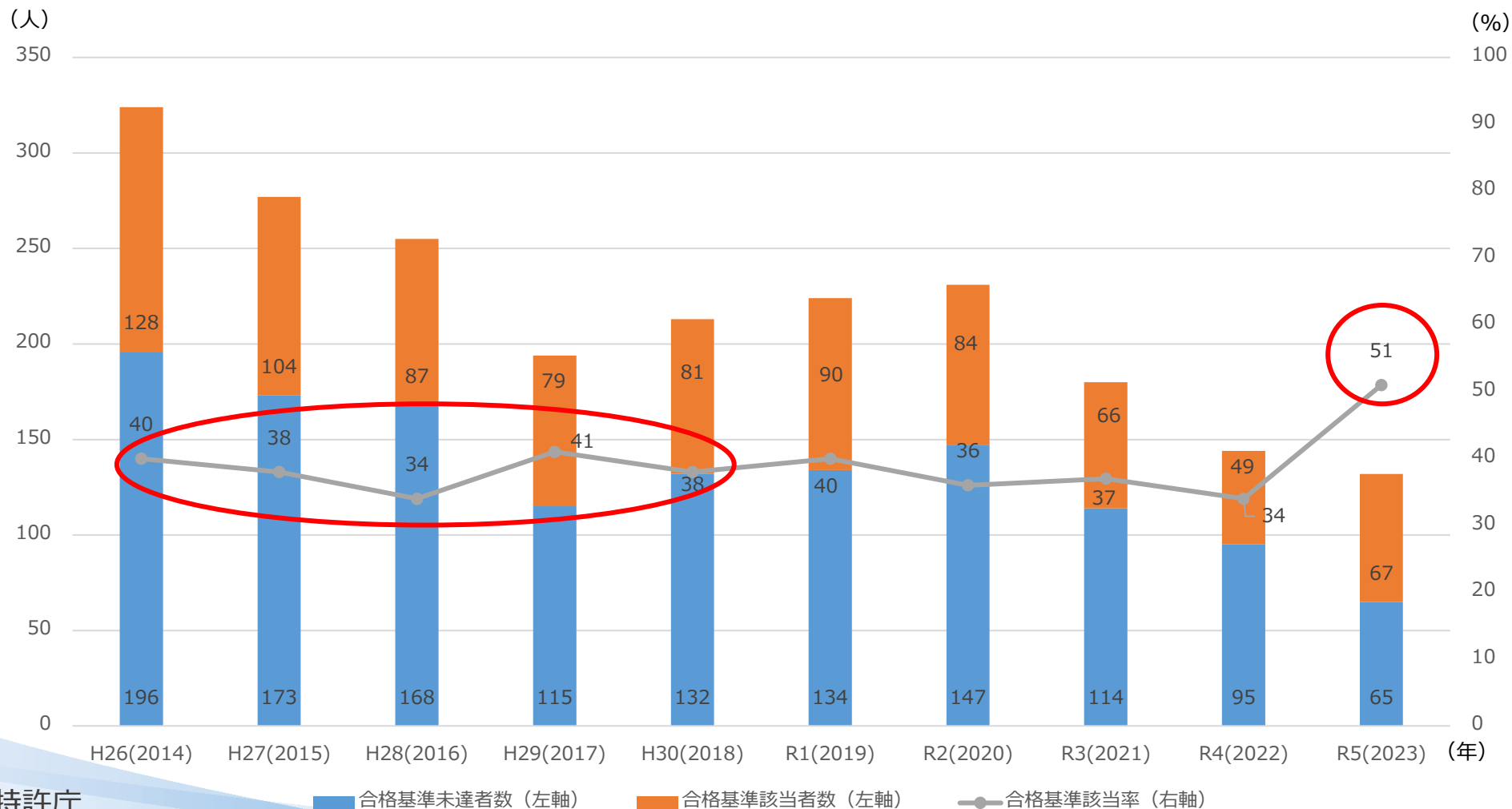
合格率等推移（論文式筆記試験（必須科目））

- 論文式筆記試験（必須科目）の合格率に大きな変化は見られない。



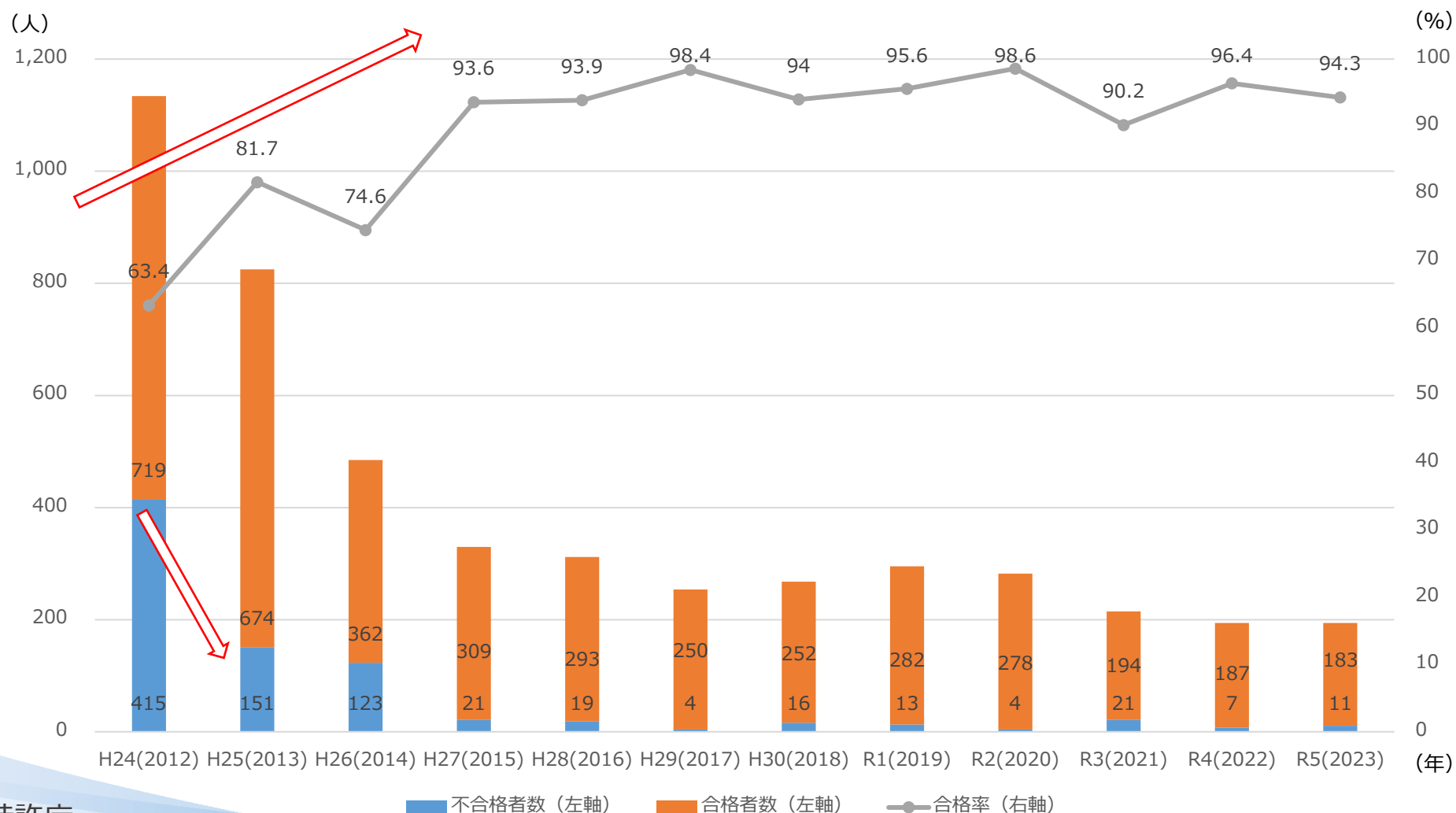
合格率等推移（論文式筆記試験（選択科目））

- 平成28年度に選択問題を各科目の基礎的な分野に集約したが、合格率において、それによる大きな変化は見られない。
- 令和5年度の合格率が高く、今後注視していく必要がある。
- 弁理士試験志願者数全体に対し、**選択科目の受験者数は少ない**（令和5年度の志願者数3,417人に対し、132人（約4％））。



合格率等推移（口述試験）

- 平成25年度に、短答式筆記試験の合格基準の引き上げや論文式筆記試験必須科目の合格基準の見直し等が行われたことに伴い、**口述試験受験者数が減少し、合格率が上昇した**。平成27年度以降、合格率は90%台で推移



弁理士試験の論文式筆記試験（選択科目）の見直しについて

- 弁理士試験の論文式筆記試験（選択科目）は、技術又は工業所有権に関する法令以外の法律に関し、受験者の論理構成力についての素養を考查している。
- 選択問題集約に関する省令改正が施行された平成28年以降の受験者数をみると、弁理士試験受験者の減少等により、**集約後の選択問題についても受験者が5人に満たない問題が散見**される。
- 受験者が少人数となると、問題作成に対するフィードバックが乏しく、**難易度の公平性を担保することが難しい**。

→適切な試験運営のため、各科目において一定数の受験生を確保するべく、選択科目の見直しについて、工業所有権審議会弁理士審査分科会試験制度部会で議論すべきではないか。

平成28年以降の受験者数

科目名	選択問題名	試験年度								平均(2016FY～)
		2016(H28)FY	2017(H29)FY	2018(H30)FY	2019(R1)FY	2020(R2)FY	2021(R3)FY	2022(R4)FY	2023(R5)FY	
		受験者数	受験者数	受験者数	受験者数	受験者数	受験者数	受験者数	受験者数	受験者数
理工Ⅰ (機械・応用力学)	材料力学	23	19	8	13	14	15	6	6	13.0
	流体力学	1	1	1	0	1	1	1	3	1.1
	熱力学	5	2	4	10	5	3	2	4	4.4
	土質工学	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	計	29	22	13	23	20	19	9	13	18.5
理工Ⅱ (数学・物理)	基礎物理学	28	23	28	25	21	12	6	8	18.9
	電磁気学	8	2	8	5	5	4	1	2	4.4
	回路理論	5	7	3	4	2	1	0	3	3.1
	計	41	32	39	34	28	17	7	13	26.4
理工Ⅲ (化学)	物理化学	6	7	6	2	6	1	1	1	3.8
	有機化学	18	9	9	12	8	9	17	16	12.3
	無機化学	6	3	4	2	4	3	4	1	3.4
	計	30	19	19	16	18	13	22	18	19.4
理工Ⅳ (生物)	生物学一般	6	6	7	4	6	6	6	7	6.0
	生物化学	6	3	8	11	9	7	9	3	7.0
	計	12	9	15	15	15	13	15	10	13.0
理工Ⅴ (情報)	情報理論	7	15	16	25	36	26	19	14	19.8
	計算機工学	1	2	5	2	1	0	2	0	1.6
	計	8	17	21	27	37	26	21	14	21.4
法律(弁理士の業務に関する法律)	民法	135	95	106	109	113	92	70	64	98.0
	計	135	95	106	109	113	92	70	64	98.0

(参考) 選択科目集約の経緯

- 以前は35の選択問題に細分化されており、選択問題間の難易度の調整が困難であるとの指摘があった。そのため、弁理士制度小委員会、工業所有権審議会知的財産分科会試験制度部会での検討を踏まえて、選択問題間の難易度を揃え、試験の公平性を担保するため、選択問題を15に集約する省令改正を行った（平成26年12月26日経済産業省令第69号）。
- 具体的には、短答式筆記試験においても考査している著作権法及び不競法を廃止し、各科目を基礎的な分野へ集約した。

平成27年の受験者数

科目名	選択問題名	試験年度	
		2015(H27)FY 受験者数	
理 工 Ⅰ (工学)	基礎材料力学	20	○(材料工学)
	流体力学	-	○
	熱力学	1	○
	制御工学	2	×
	基礎構造力学	-	×
	建築構造	-	×
	土質工学	-	○
	環境工学	-	×
	小計	23	
理 工 Ⅱ (数学・物理)	基礎物理学	14	○
	計測工学	-	×
	光学	-	×
	電子デバイス工学	1	×
	電磁気学	5	○
	回路理論	2	○
	エネルギー工学	-	×
	小計	22	
理 工 Ⅲ (化学)	化学一般	7	○(物理化学)
	有機化学	13	○
	無機化学	1	○
	材料工学	1	×
	薬学	-	×
	環境化学	1	×
	小計	23	
理 工 Ⅳ (生物)	生物学一般	3	○
	生物化学	4	○
	生命工学	1	×
	資源生物学	-	×
	小計	8	
理 工 Ⅴ (情報)	情報理論	3	○
	情報工学	2	△(計算機工学に統合)
	通信工学	-	×
	計算機工学	-	△(計算機工学に統合)
	小計	5	
法律 (弁理士の業務 に関する法律)	民法	8	○
	民事訴訟法	2	×
	著作権法	178	×
	不競法・独禁法	7	×
	行政法	-	×
	国際私法	1	×
	小計	196	

最近の特許庁の取組

知財経営支援ネットワーク（4者連携）

- 昨年3月24日、**特許庁、日本弁理士会、独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)**が「知財経営支援のコア」を形成し、**日本商工会議所**と連携して、「**知財経営支援ネットワーク**」を構築するため、4者で共同宣言を実施
<https://www.meti.go.jp/press/2022/03/20230324001/20230324001.html>
- 同年5月25日、第1回知財経営支援ネットワーク連絡会議を実施。各所からコアメンバーを選出し、年1~2回程度、連絡会議を開催することで承認（事務局は特許庁）。同年12月19日、第2回連絡会議において、具体的な取組状況を共有
- 今後は、各地域レベルでのワークショップの開催等を通じた、知財経営支援のコアと商工会議所の連携体制強化の具現化や、新たな支援ニーズや強化すべき支援策の検討等を行っていく。

（4者連携共同宣言式の様子）



知財経営支援ネットワーク構築への共同宣言（概要）

知財経営支援ネットワーク構築を通じた知財経営支援体制の充実化

- 物価高などに直面する中小企業・スタートアップは、成長投資や賃上げのための原資（付加価値）の確保が急務
知財は重要な経営資源であり、知財を強みとして活かした経営（知財経営）を強化し、「稼ぐ力」の向上につなげることが不可欠
- 日本弁理士会、INPIT（独立行政法人工業所有権情報・研修館）及び特許庁は、「知財経営支援のコア」を形成し、日本商工会議所と連携した「知財経営支援ネットワーク」を構築し、全国商工会議所等を通じ、中小企業やスタートアップ等への知財経営支援を強化・充実化し、地域の「稼ぐ力」の向上に取り組む。

知財経営支援ネットワークの4つの柱

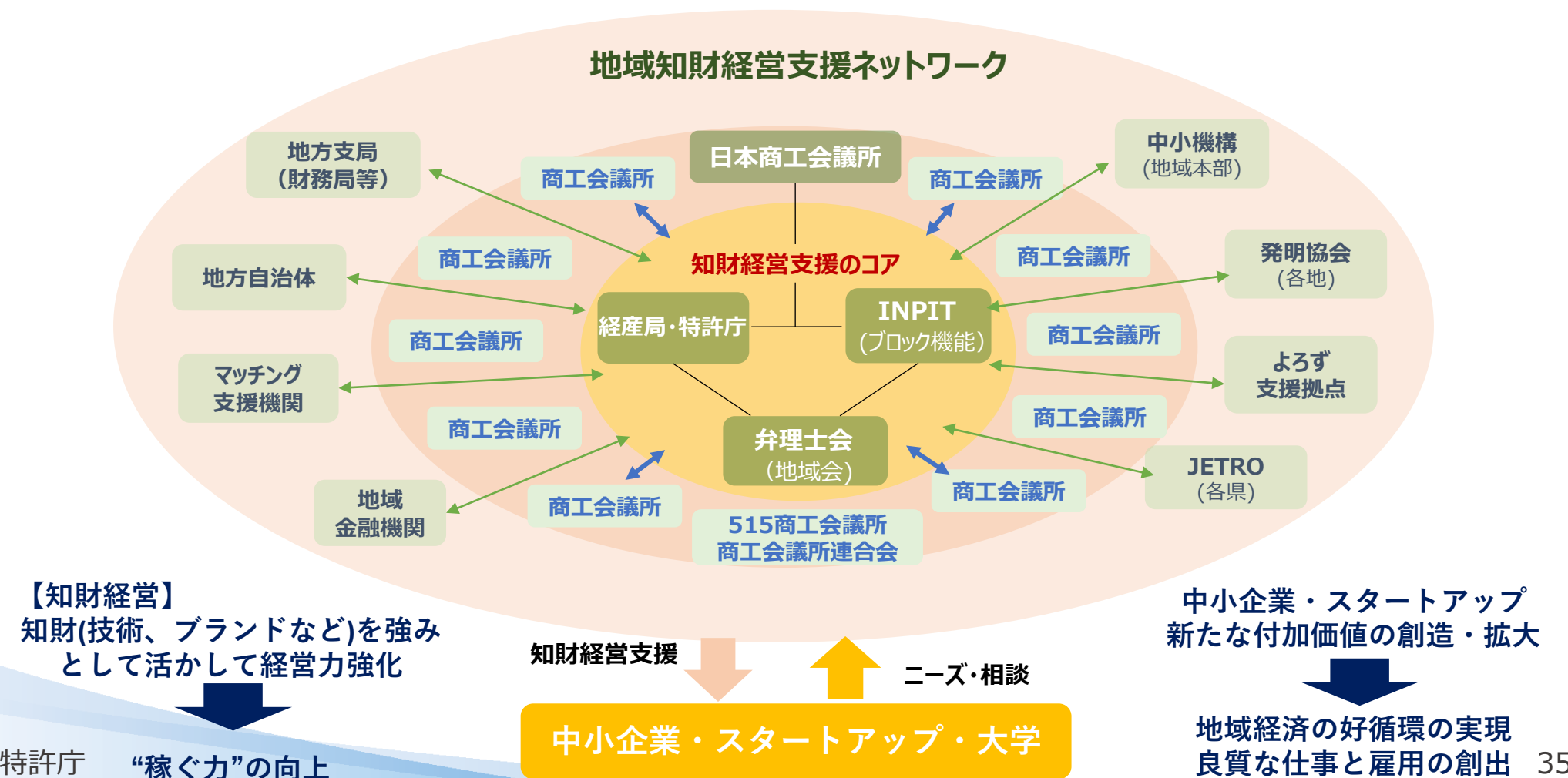
I. 地域ニーズに即した、地域ブロック 毎の知財経営支援体制の構築 (地域知財経営支援ネットワーク)	・ 弁理士会(地域会)、INPIT、経済産業局・特許庁が形成する「 <u>知財経営支援のコア</u> 」が各地商工会議所等と「 <u>地域知財経営支援ネットワーク</u> 」を構築し、 <u>ワンストップの支援サービスを提供する</u> 。 「地域知財経営支援ネットワーク」は、各地域の経営、金融、海外展開等の支援機関との連携を強め、ワンストップ機能を更に強化する。
II. 全国一律で高品質な知財経営 支援サービスの提供 (ワンストップ支援窓口) ※窓口の主な支援メニュー	・ <u>弁理士会（地域会）、INPIT、経済産業局・特許庁は、全国的に同水準の高品質な支援を提供できる「ワンストップ支援窓口」を構築する</u> 。同窓口を通じ、ブランディング(商標)、デザイン(意匠)、オープン＆クローズ戦略、知財適正取引、海外展開等をきめ細かく支援する。 ・ 「ワンストップ支援窓口」は、商工会議所経営相談窓口等への専門家派遣等を実施するとともに、同窓口寄せられた知財以外の資金繰りや販路拡大等の経営相談は、商工会議所経営相談窓口等で対応する。
III. 大学をはじめ産学官連携による 事業化への支援強化	・ 「 <u>地域知財経営支援ネットワーク</u> 」は、地域ニーズをひろい上げ、 <u>大学の知財エコシステムや産学官連携による地域のシーズの事業化に向けた知財経営を支援する</u> 。大学・スタートアップ等における知財の戦略的取得・活用に向けた専門家派遣・窓口支援を行う。
IV. 企業内で活躍する知財経営人材、 支援人材の育成強化	・ 「 <u>知財経営支援のコア</u> 」は、 <u>中小企業・スタートアップ等を支える知財経営人材育成に資するコンテンツ提供、セミナー等を開催する</u> 。地域の知財人材育成強化に向けて、高校や大学への知財学習の推進を図る。あわせて、「地域知財経営支援ネットワーク」を支える支援人材の育成強化を図る。

- (※)主な支援メニュー
- ブランディング、オープン＆クローズ戦略、標準ビジネス、無形資産マネジメント： 窓口支援、専門家派遣、専門家チームの伴走支援
 - 知財適正取引： 知財総合支援窓口＆下請けかけこみ寺による連携支援、契約サポート支援
 - 海外展開： 海外ビジネス展開に応じた知財保護・活用戦略のアドバイス
 - 知財情報分析： 知財価値評価支援、WIPOグリーンプラットフォーム活用支援
 - 知財情報活用： J-PlatPat活用支援、IPランドスケープ支援
 - 産学連携プロジェクト知財戦略： 専門家派遣、窓口支援

知財経営支援ネットワーク構築への共同宣言（概要）

地域ブロック毎の知財経営支援強化（地域知財経営支援ネットワーク）

- 知財経営支援を通じ、中小企業、スタートアップ等の稼ぐ力を磨き上げ、付加価値拡大による地域経済の好循環を実現
- 地域ブロックにおいて、弁理士会(地域会)、INPIT、経産局・特許庁が知財経営支援のコアとなり、地域の実情に応じて、全国の商工会議所と連携し、「地域知財経営支援ネットワーク」を形成する。「地域知財経営支援ネットワーク」は、各支援機関との連携を強め、ワンストップ機能を更に強化する。



「スタートアップの事業成長に貢献する知財人材のスキル・マインドセット」の作成

- スタートアップの事業成長に必要なとなる知財戦略の設計と実装を担う知財人材の育成・拡充を目的として、スタートアップ内部又は外部の知財人材が備えることが望ましいスキル・マインドセット等を整理

（整理編）外部知財人材に求められるスキル・マインドと内部人材が持つべき知財アンテナについて体系的に整理

外部知財人材パート

スタートアップ支援に際して、どのようなスキル・マインドセットがあると役立つのか？ ➡ 9つの観点で整理

内部人材パート

内部に専門人材がいないのだが、「少なくとも、こういう場面では知的財産のことを考える必要がある」という観点を知りたい。 ➡ 6つのアンテナとして整理

（事例編）整理編でとりまとめたスキル・マインドや知財アンテナに対応する形式で、外部知財人材や内部人材が活動している事例を整理

外部知財人材パート

9つのスキル・マインドセットを、実際の現場でどのように役立てているのか？

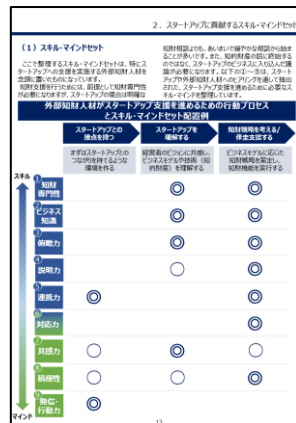
内部人材パート

6つのアンテナを、実際にどのような場面で働かせていて、さらにどのように外部知財人材と連携しているのか？



スタートアップの事業成長に貢献する知財人材のスキル・マインドセット

一整理編一



スタートアップの事業成長に貢献する知財人材のスキル・マインドセット

一事例編一



(参考) 弁理士法改正 (業務範囲の拡大)

【平成 14 年改正】

- ・ 特許権等侵害訴訟における訴訟代理権の付与

【平成 17 年改正】

- ・ 裁判外紛争解決 (ADR) 代理業務の範囲の明確化・対象に著作権を追加

【平成 19 年改正】

- ・ 「特定不正競争行為」の範囲拡大
- ・ 水際手続における輸出入者側の代理業務の追加
- ・ 外国特許出願等の資料作成等の支援を明確化

【平成 26 年改正】

- ・ 発明発掘等相談業務を明確化
- ・ 水際手続・ADR手続の相談業務を明確化
- ・ ハーグ協定加入に伴う意匠法の改正に係る業務を追加

【平成 30 年改正】

- ・ 標準関連業務の追加
- ・ データ関連業務の追加

【令和 3 年改正】

- ・ 農林水産知財関連業務の追加
- ・ 裁判所による第三者意見募集制度に関する相談業務の追加